

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 機構の目的

株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となつていくことに鑑み、特定選定事業（選定事業であつて、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もつて我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とすること。

（第三十一条関係）

第二 数

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする

こと。

(第三十二条関係)

第三 株式の政府保有

政府は、常時、機構が発行している株式の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならないこととする。

(第三十三条関係)

第四 株式、社債及び借入金の認可等

機構は、募集株式等を引き受ける者の募集をし、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

(第三十四条関係)

第五 政府の出資

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。

(第三十五条関係)

第六 商号

機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならないこととする。し、機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない

こととする。

(第三十六条関係)

第七 設立

一 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、機構の設立に際して発行する株式の数、取締役会及び監査役を置く旨等を記載しなければならないこととする。

(第三十七条関係)

二 機構の発起人は、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないこととする。

(第三十八条関係)

三 内閣総理大臣は、二の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が基準に適合するかどうかを審査し、基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならないこととする。

(第三十九条関係)

四 設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第四十条関係)

五 その他所要の規定を整備すること。

(第四十一条及び第四十二条関係)

第八 取締役等

一 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする事。

(第四十三条関係)

二 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととする事。

(第四十四条関係)

第九 民間資金等活用事業支援委員会

一 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置くこと。

(第四十五条関係)

二 支援委員会は、次に掲げる決定を行うこと。

1 第十三の一の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定

2 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

3 会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

(第四十六条関係)

三 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員の中には代表取締役及び社外取締役がそれぞれ一人以上含まれなければならないことその他支援委員会の組織について所要の規定を整備するものとする。

(第四十七条関係)

四 支援委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、支援委員会の議事が可否同数の時は委員長が決することその他支援委員会の運営について所要の規定を整備するものとする。

(第四十八条関係)

五 機構は、支援委員会の日から十年間、議事録をその本店に備え置かなければならないこととする。

(第四十九条関係)

六 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならぬこととする。

(第五十条関係)

第十 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第五十一条関係)

第十一 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第十三の一の規定により支援の対象となった事業者をいう。以下同じ。）に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金の拋出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣
- 七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言
- 八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第十三の六において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

九 債権の管理及び譲渡その他の処分

十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
(第五十二条関係)

第十二 支援基準

一 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（第十一の一から五までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとする。

二 内閣総理大臣は、一の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならないこととする。

(第五十三条関係)

第十三 業務の実施

一 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び

当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならないこととする。

二 機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

三 内閣総理大臣は、二の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。

四 三の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、二の期間内に、機構に対して意見を述べることができることとする。

(第五十四条関係)

五 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、一の規定による決定を撤回しなければならないこと。

1 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。

2 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(第五十五条関係)

六 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとする

きは、あらかじめ、内閣総理大臣に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

七 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、平成四十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこととする。

(第五十六条関係)

第十四 情報の提供等

一 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

二 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、一の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。

(第五十七条関係)

第十五 財務及び会計

一 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けな

なければならないこととする。

(第五十八条関係)

二 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第五十九条関係)

三 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(第六十条関係)

四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができるとすること。

(第六十一条関係)

第十六 監督

一 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができることとする。

(第六十二条関係)

二 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件

を調査させることができることとする。

(第六十三条関係)

三 内閣総理大臣は、第四等の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととする。

(第六十四条関係)

四 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないこととする。

(第六十五条関係)

第十七 解散等

一 機構は、第十一に掲げる業務の完了により解散することとする。

(第六十六条関係)

二 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととする。

(第六十七条関係)

第十八 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

(第八十六条から第九十二条まで関係)

第十九 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第十条まで関係)